

抛出制国民年金

手直の改正案まとまる

現在、考えられている内容は、三
年以上保険料を納めた被保険者が
被保険者であった人が死亡したと
認められ、国への手。
保料のかけ捨てを嫌う国民の
持というのは、やはり予想され
る。繰り上げ減額老令年金

みられさうな手。一般にいうと、今後半は余命伸びるので、諸外園とかすべてでも十五万がおおひという満額では多しにもえなないですが、一個々人としては、まだでさうしよう、こゝろいわけで、五十五万までもて持たないという人の望に足るために、くり逃げ獄中半金を附加しようというわけだ。

これと俵炭料を十千以上あるいは二十千以上納めて、本来老令年吉を受け資格がいだが六十五になる前に、六十才から六十四までの間帳に書き置きるときは、その時から十五才のの本来老令半金に充て、一定

被服は老若年金の額は、六十才から
 受けるはじめのすては、本来六十
 六十才から受ける老若年金の額は六十
 制度のものとなる見なす。
 以上の二の改正によつて
 保険料を払つても、また六十五十
 ま生計を立て、また途中に死
 んだらかければといふ國民の初期の
 の面には、應えられることにな
 ます。
 さらに、他の年金制度に移ること
 によつて起るが擔は、当初期に
 だせられたいたすに通算期間の
 の実施によりて完全になくなら
 びです。

（一） 憲法が惡いからうつて選挙の悪化が惡い、國民が惡いから選挙の悪化についてはずして、改正のための研究の必要がある。その選挙の悪化の原因となつた外界勢力は違ひのバツタンと化した。外界勢力にも強い原因があるといへば、これに「金」が加かつてはそれにもならない、これが何處だ、いふ關係をこころしてその處置を要する企業と云つては、それは、その企業の探察を度外けて選挙

て、それは既成の政治目的を實現するたゞめ、或いは結合し、グループをつくる、或はいうと當然であると考えなければならぬ。その故一派間をそれ以外の異つた政治的意見、それ以外の目的をもつたグループと考へざるならば、それは民主政治におけるけしき不自然の現象であると言ひなければならぬ。自民党の中央から右でどのくらいの政治的意見をもつたグループが存在し、互に政策を競ひ合ふといふのであれば、それはまづ民主政治のものに外ならない。かかる意味の派閥は、民主主義奉獻を志すすべての国において存在しているのであつて、わが国だけの特異の現象ではない。

[illegible]

金権と派閥と
総選挙を終わって

深
津
榮

[illegible]

新保国「中政院の問題をめぐって今後なおかなり論議されるであろう、しかし、今度の選挙をえりみて、もっとも大きな問題を提供する、その「結果」よりも選挙そのものの「過程」である。安保闘争の絶頂点として、保守革新の激突は、当然予想されるところであけれども、日本全

困どこを見据へても、選挙の腐敗化のみが目立つたことは、何とも言いようのない「いらだたしさ」をわれわれに感じさせるのである。選挙に「金」が付きものであることはよくいわれるけれども、それが従来の通念たる保守政党にかぎらず、民社や社会党の候補者においてもまたごく少数の例外を除

りかなくてはならぬ。財界はその負担を
負わねばならぬ。このように考へて
てくると選挙費用限度論は、選挙
そのものの「合理化」と「公開
化」への強い契機をさんでいろ
と考へなければならぬ。

(c) 多くの選挙の第二の問
題点は「派閥」選挙で

ばならない。勿論日中問題や、安保闘争において自民党主流派の「足を引っばした」派閥が存在したことも事実であり、問題によっては金権力割れ派閥が、政策割れに変化する場合もある。岸首相がかつて主張したような「派閥解消論」や「政教政治を一本化」と

ある。上から下まで完全に「取」しているとは余りにも国民を慮らうしたものであり、われわれは大部分の国民がそれぞれ、それぞれ目下の信念に基づいて「投票」しと確信している。

日本の民主主義が果して育つであろうかという課題は、選挙の毎に悲観的に感ぜられるが、

一時年金は、被保険者または被保険者であったものの遺族（妻、父、母、孫、祖父および兄弟、姉妹で、被保険者であったものの死亡当時そのものと生計を同じうしていたもの）に、この順位で支給する。

一時年金の額は、保険料納付済月期間に応じてそれぞれ次の表に定める額とする。①死亡一時金を支給する場合において、当該死亡により遺見年金または寡婦年金を受け取ることができるものがあるときは、そのものよりその1つを支給する。

②死亡一時金の繰り上げ減額支給一

老齢年金は、老令年金の受給資格要件たる期間を満たす者の60才をこえ、65才をこえない任意の時期に老齢年金を受けることを希望したときは、その者が死亡するまで支給する。

老令年金に上乗せして支給する老令年金の額は65才で支給される老令年金の額から政令で定める額を減じた額とする。

母性年金および遺児年金の受給資格期間に満たない経緯の例一

母年金、母子年金および遺児年金は、昭和36年4月1日と昭和39年4月30日までの間に初診日または死亡した場合は、初診日または死亡日の属する月前に1年6月の基準月の前月まで引き続き被保険者期間が1年2月あり、かつその期間のすべてが保険料納付済み期間であるときはその期間の2分の1をこえない保険料免除期間とされ、それ以外のときは支給する。

遺児は障害年金および母子年金については14,400円、母年金については7,200円とし加算額は現行とおりと

	×	×	×	×
保険料納付期間	死亡一時金の額			
3年以上5年未満	5,000円			
5年以上10年未満	7,000円			
10年以上15年未満	14,000円			
15年以上20年未満	21,000円			
20年以上25年未満	28,000円			
25年以上30年未満	36,000円			
30年以上35年未満	44,000円			
35年以上	52,000円			

何れも、そのために必要とされる。一個の利己的だが世のためである。一個の利他的だが世のためでない。二つの概念、よりも「利益」で動くにすぎない。一般的な人間は、もっとも善い性質を有する人間は、この二つの間に必ずしも差があるわけではない。むしろ、前者が後者を包含しているように感じられる。つまり、利己的な人間が次第に「せいぜい」なところまで進歩運動になさるべく、われわれ「実益」だけでは動けなくなるといっただけではすまれない西園寺である。

しかし、公明選挙を主張し、選挙の腐敗をかくにひいてのみも選挙そのものが決してよくならないのではない。まず「誠意」となる

自派の候補者のために互に血を流すけれども、臣以下各派の實力者はいはず、その戦いを行ったと言われたいものがある。その結果、選挙そのものを、り暗いものにしたことは事実である。

しかしながら、民主主義政治というものは、一人一人の間人間的格の尊厳その政治的意見を自由に表明するいうところにその基礎がおかれる。各個人は、一正権に「言はばあて別々の意見がある」と「自由」があるということである。この二つは、国家の中での国家の政策

獨裁を許すものには、民主主義と
かゝる緊要解決の爲めは、民主主義と
この獨裁主義への進行に仕す
る機能は果すことになる。すは
派閥は権相に對する獨裁をなく
といふ意味において、この必要で
あるの議論も成り立つであら
う。わが國の政體を以てすれば
本來的獨裁をせよとせられけ
るは、この野兎——社會黨、民社
黨、共產黨——が、國會の多數
にみれば、兎然といふに無難で
あつた。よ、兎然といふに可能
な「歐州制」の機能は自民党内の

ならぬ日本の政治は、やがては
 もしそれに悲観し、絶望す
 ることになる。
 アムステルダムにその道々占拠され
 ことになる。
 われわれは、まだ若い。希望
 もて進もうではないか。(筆
 者は日本大学講師 本常任参与
 完納)

会費
 完納
 のお願い

本年度会費未納の部、地区
 が多いようだが、会費は下さ
 るく早やめに納して下さる
 一。個人会員の万に同様に
 願ひいたします。

料 金 350円 (1泊2食付)
収容人員 70名
申込先

- ・ 広島県尾道市千光寺公園
- ・ 東京都文京区音羽町7の

尾道友愛山莊
EL (尾道) 5554
日本友愛青年協會
TEL (941) 2801

尾 道 友 愛 山 莊
年 中 開 設

瀬戸内海を一望

料 金 350円(1泊2食付)

収容人員 70名

申込先

・ 広島県尾道市千光寺公園内 尾道友愛山荘
TEL (尾道) 5554
・ 東京都文京区音羽町7の10 日本友愛青年協会
TEL (941) 2801

プリンス自動車販売株式会社
製造会社富士精密工業株式会社

